

税の申告は忘れずに

2月16日～3月15日

令和4年分の所得税の確定申告および住民税申告の受付が2月16日から3月15日までの期間に行われます。

なお、この期間中、各会場において申告受付のほかに、町職員による税に関する相談も行います。

また、下記の日程で都合の悪い方については、期間内において役場税務課にて申告できますので、お気軽にご利用ください。

※2月16日以前の受付は、一切できませんのでご了承ください。
※新型コロナウイルス対策として、ご来庁の際にはマスク着用での来庁をよろしく願います。

申告が必要な方

令和5年1月1日現在、長万部町内に住所を有し、令和4年中に多少に関わらず所得があつた方で、次のいずれかに該当する方。

①農業、漁業、商業、飲食業などの事業をしている白色申告の方。

②大工、左官、日雇いなどに従事していた方。

③給与所得者で給与以外の所得のある方や給与を2か所以上から受けている方。

④地代、家賃、株式配当など

の所得があつた方。

⑤山林、宅地、その他不動産の譲渡などで所得のあつた方。

⑥給与所得者で※雑損控除、医療費控除を受けようとする方。

※雑損控除：自然災害、火災、盗難などにより住宅家財などの損失が生じたときに、損失金額が控除されます。

医療費控除で税金が還付されます

本人および生計を一つにする家族の令和4年中の医療費

金額が、10万円（または総所得金額の5%のうち小さい方の金額）を超えた場合（上限200万円）、この申告を行うことで令和4年中に納めた所得税の還付および令和5年度の道町民税額を抑えることができます。

申告に必要な書類を用意しましょう

ば、仕入れ、売掛帳、現金出納簿、給与等の源泉徴収票、損害保険の領収書、生命保険・簡易保険・国民年金保険料控除証明書、医療費の支払い領収書など）を忘れずにご持参ください。

国民健康保険に加入されている方は忘れずに申告を

マイナンバーのわかるもの、所得集計に必要な書類（例え

令和5年度の国民健康保険税額は、令和4年の所得等を

基に計算されますので、加入されている方は収入の有無にかかわらず、必ず申告をしましょう。

なお、前年所得が一定額以下の場合には、保険税額を軽減する制度がありますが、申告をされていないと令和5年度の国民健康保険税の軽減が受けられなくなります。

【お問い合わせ先】

税務課 212452

住民税の申告と納税相談日程

回	月	日	曜日	会場	対象地区名	時間
1	2月16日	木	役2階会議室	場大	町町	9時00分～16時00分
2	2月17日	金	役2階会議室	場本	町町	9時00分～16時00分
3	2月20日	月	役2階会議室	陣屋	町町	9時00分～16時00分
4	2月21日	火	役2階会議室	高砂	町	9時00分～16時00分
5	2月22日	水	役2階会議室	南栄	町	9時00分～16時00分
6	2月24日	金	役2階会議室	新開	町	9時00分～16時00分
7	2月27日	月	役2階会議室	大旭	浜	9時00分～16時00分
8	2月28日	火	役2階会議室	平里・富野 栗岡・栄原 共立		9時00分～16時00分
9	3月1日	水	国縫振興会館	豊津・豊野 国縫・茶屋川		10時00分～15時00分
10	3月2日	木	静狩振興会館	静	狩	10時00分～15時00分
11	3月3日	金	双葉振興会館	美畑・双葉 知来・蔵		10時00分～12時00分
12	3月6日	月	中ノ沢振興会館	花中	岡沢	10時00分～12時00分

※各振興会館での受付時間が短縮されました。